ダイヤルアップサービス契約約款
（旧称：Yahoo！BB ダイヤルアップ接続サービス契約約款）

ソフトバンク株式会社

第 1 節　総則

第 1 条(規約の適用)

この契約約款は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するダイヤルアップサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。

2. この約款の他に当社が別途定める諸規定は、本約款に特別の定めがない限り適用されず、すべて本約款の定めによるものとします。会員は本サービスの利用にあたり、本約款および会員規約（後記第 3 条第 5 号に定義します。）が適用されるものとします。3. この約款の規定と前項の会員規約の内容が異なる場合、本約款が優先して適用されるものとします。

第 2 条(約款の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により会員に通知することにより、この約款を必要に応じて変更することがあります。

第 3 条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

(1)本サービス

当社が提供する電気通信サービスであって、当社の電気通信設備を介して当社の電気通信回線設備をゲートウェイとして既存のインターネット網へのアクセスを、TCP/IP 網インターフェースで提供するサービス。ダイヤルアップ型 IP 接続サービスを指します。ただし、当社が提供する海外ローミング、モバイル接続は本サービスには含まれず、当社が別途定める利用規約が適用されます。

(2)利用契約

本サービスの提供を受けるための契約

(3)会員

当社と利用契約を締結している方

(4)Yahoo！BB サービス

ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称

(5)会員規約

Yahoo！BB サービス、SoftBank 光（後記第 3 条第 6 号に定義します。）または SoftBank Air（後記第 3 条第 7 号に定義します。）の契約に係る各種規約、約款等をいいます。

(6)「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。

(7)「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が

提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。

第4条(提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。ただし、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の提供がなされていない地域は除きます。

第2節　利用契約

第5条（利用契約の単位）

当社との間に利用契約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき1人に限ります。

第6条（営業時間）

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用設備に係る保守の時間および13条・第14条に基づき利用の制限を受ける場合を除くものとします。

第3節　利用契約の成立等

第7条（申込の資格）

本サービスは、当社インターネットサービスの申込者であって当社インターネットサービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および会員規約を締結している者、に限り申込ができるものとします。

2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。
   (1)申込者が当社に対する債務の弁済を遅延しているとき、または遅延するおそれがあるとき
   (2)申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または当社インターネットサービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき
   (3)利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき
   (4)その他当社が適当でないと判断したとき

第8条（利用契約の申込）

本サービスの利用契約の利用申込は、この約款を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

第 9 条(利用契約の成立)
本サービスの利用契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。

第 4 節　料金等

第 10 条（料金等）
本サービスの利用料金は無料とします。
2. 当社は利用料金等を WEB サイトでの告知の上、変更できるものとします。

第 5 節　契約事項の変更等

第 11 条（契約事項の変更等）
会員は、その氏名、住所、連絡先等当社に届出た内容に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。

第 12 条（権利の譲渡）
会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡したり、または、譲渡しようとすることはできません。

第 6 節　本サービス提供の停止等

第 13 条(提供の停止)
当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。
(1)以下の禁止行為に該当したとき
a. 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
b. 他者のメール受信を妨害する行為、その他他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
c. 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
d. 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
e. 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
f. ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
g. サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。

h. 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。

i. 連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。

j. 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。

k. 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。ＩＤ及びパスワードを不正に使用する行為。

l. 当社または他者の設備等に無権限でアクセスする行為。

m. コンピューターウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。

n. その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

o. 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。

(2) 会員が、会員規約に基づき、当社インターネットサービスまたは当社インターネットサービスの利用に関わる ID の利用が停止されたとき

(3) 第 1 項前各号の掲げる事項の他、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき

2. 当社は前項の規定により本サービス提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由、実施期間を会員に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 14 条(提供の中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの責任を負うことなく、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむをえないとき

(2) 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき

(3) 第 15 条(通信利用の制限)の規定によるとき

(4) 第 1 種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することより本サービスの提供を行うことが困難になったとき

2. 当社は前項第 1 号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、事前にその旨を会員に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

3. 当社は第 1 項 2 号、3 号、4 号により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を会員に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 15 条(通信利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容

とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置をとることがあります。

2. 本サービスの会員で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。
3. 当社は、会員が WEB サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 WEB サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
4. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピューターウィルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
   (1) 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。
   (2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。
5. 会員は第 4 項（1）および（2）に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

第 16 条(本サービスの変更、追加、廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第 2 条の規定を準用するものとします。

2. 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 7 節　契約の解除

第 17 条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、第 13 条(提供の停止)の規定により本サービスの契約の利用を停止された会員が、提供停止期間中になおその事実を解消しない場合には、利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、会員が第 14 条(提供の中止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなく利用契約を解除することができます。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をすることなくただちに利用契約を解除することができます。
   (1)会員が、会員規約に基づき、当社インターネットサービス契約成立前に申込を取り消した場合
   (2)会員の当社インターネットサービスの申込後、技術的・営業的その他の事由により、当該契約が不成立またはサービス提供不可能な状態になった場合

(3)会員規約に基づき、当社インターネットサービスが解除された場合
(4)当社が提供する他のサービスにおいて当該利用サービスに関する利用契約違反を行った場合
(5)会員が死亡したことを当社が知った場合

4. 当社は前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法により会員にその旨を通知します。

第18条(利用契約の終了)

次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。

（1） 当社インターネットサービスの申込が取り消される等、会員の当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかった場合
（2） 会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合

第8節　責任

第19条(責任)

インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員は予め了承するものとします。

2. 削除

2-1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。

2-2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

2-3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2-1項および第2-2項に準じて賠償請求に応じるものとします。

2-4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または　当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。

2-5. 第2-1項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還

義務等を負わないものとします。

2-6. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとします。）の場合、本条第 2-1 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。)」、同第 2-4 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。

3. 当社は、当社が提供するサービス内容、また会員がサービス利用において得る情報等（コンピュータプログラムを含む）について、その正確性、完全性または有用性等の保証は致しません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。

4. 当社は、会員がサービス利用に関し、他の会員または第三者に与える障害について、一切責任を追わないものとします。

5. 本サービスを利用して流された情報の結果、それらが著作権侵害、名誉毀損あるいは損害賠償等の訴訟対象となり得る場合、それらの情報に監視当社が事前知っていたか否かに関らず、また事前に閲覧を行っていてか否かに関らず、当社はその一切の責任を負いません。

第 9 節　雑則

第 20 条（個人情報等の保護）

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/）に従い適切に実施します。

第 21 条（機器等）

会員は、サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備し、サービスが利用可能な状態に置くものとします。

2. 会員は自己の費用と責任で、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用するものとします。

第 22 条(会員の義務)

会員が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

2. 会員は、第 13 条 1 項 1 号の禁止事項を行ってはならないものとします。

3. 会員が本サービス利用に関し、第三者に損害を与えたときは、すべて会員の責任と費用をもって解決を図るものとし、当社には一切迷惑を及ぼしてはならないものとします。

第 23 条(著作権、知的所有権その他の財産権)

本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権、知的所有権その他の財産権は、当社または当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権、知的所有権その他の財産権は、当社に帰属するものとします。

2. 会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第 24 条(ID およびパスワードの管理)

会員は、本サービスの利用に関する ID およびパスワードを管理する責任を負います。

2. ID およびパスワードの譲渡、名義変更はできません。
3. 当社は、ID およびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
4. 会員は、ID およびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

第 25 条(準拠法)

この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 26 条(合意管轄)

会員と当社の間における一切の訴訟については、訴額の如何にかかわらず、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条(施行)

この規約は、2002 年 4 月 25 日から実施するものとします。

(2005 年 3 月 20 日改定実施)
(2005 年 10 月 3 日改定実施)
(2005 年 10 月 15 日改定)
(2005 年 11 月 1 日上記改定実施)
(2005 年 12 月 1 日承継改定実施)
(2006 年 10 月 1 日改定実施)
(2007 年 3 月 31 日承継改定実施)
(2008 年 5 月 15 日改定)
(2008 年 6 月 1 日上記改定実施)
(2009 年 11 月 1 日改訂実施)
(2011 年 4 月 21 日改定実施)
(2015 年 2 月 4 日改定実施)
(2015 年 2 月 4 日改称) 旧称：Yahoo! BB ダイヤルアップ接続サービス契約約款
(2016 年 12 月 7 日改定)
(2017 年 1 月 16 日上記改定実施)